

会 議 録

会議名 (審議会等名)	第4回二枚橋焼却場跡地周辺自治会等協議会		
事務局 (担当課)	小金井市環境部ごみ対策課		
開催日時	平成29年3月24日(金)午後1時30分から午後3時30分まで		
開催場所	小金井市婦人会館2階A・B会議室		
出席者	委員	<出席者：14名> 柿崎会長(環境部長)・熊木副会長・浅賀委員・矢野委員・一瀬委員・福島委員・蜂谷委員・吉田委員・坂野委員・佐野委員・朝倉委員・小野ごみ対策課長・藤田ごみ処理施設担当課長・石阪中間処理場担当課長 <欠席者：0名> ※新小金井虹の会は欠席の扱いとする	
	事務局	富田・佐藤・山下	
傍聴者の可否	可	傍聴者数	3人
会議次第	0 開 会 1 報告事項 報告1 第3回協議会について 報告2 第3回検討会議の報告 報告3 市外施設見学会について 2 協議事項 議題1 第3回協議会でのご意見等の整理 議題2 施設整備計画について ・処理施設の組み合わせ及び処理工程の検討(ステップ1・2) 3 その他 ① 第3回協議会要点録の確認について ② 市外施設見学会について(4月) ③ 次回開催予定 平成29年5月12日 ④ 検討会議委員等の選出について		
会議結果	別紙審議経過のとおり		
提出資料	別添のとおり		
その他	追加開催候補日 平成29年4月11日(火)又は13日(木) 次回開催予定 平成29年5月12日		

開会

○柿崎会長（環境部長） これより第4回二枚橋焼却場跡地周辺自治会等協議会を開催する。

第3回協議会後に委員の交代があったので、委員の出席状況、配付資料の確認とあわせて、事務局より連絡させていただきたい。

出席状況と資料確認

○事務局（山下） お手元に本協議会の委員名簿を配付しているので確認いただきたい。これまでに配付した名簿から、つつじ会からお一人、委員の交代があり、新たに選出された吉田晃治委員にご出席いただいている。

○吉田委員 前任の方から委員の交代のお話があり、地域への貢献ができればと思いお引き受けさせていただいた。よろしく願います。

○事務局（山下） 初めに委員の出席状況について、中間処理場担当課長の石阪がおくれているが、地元選出の皆様についてはお集まりいただいている。また、新小金井虹の会からは、協議会開催の案内等を送付させていただいているが、現時点で委員選出のご回答をいただいていないので、本日も欠席の扱いとさせていただきます。

続いて、配付資料の確認については、本日の協議会の次第を、事前に配付しているものから報告事項3の追加があったので、差替えを、願います。

資料1として「第3回協議会について」、資料2が「第3回検討会議の報告」、資料3として「第3回協議会でのご意見等の整理」、資料4として「施設整備計画について」、資料5は本日机上配付させていただいているが、「市外施設見学会について」である。

協議会の資料としては以上で、そのほか参考資料として3点。

まず1つ目が、前回の協議会の要点録の案。こちらは4月7日までにご自身の発言部分について修正等があれば事務局に連絡をお願いします。要点録については協議会の最後に改めて説明する。

2つ目が、前回の本協議会で調布市の廃棄物の処理施設や工程についてご質

間をいただいたので、「調布市清掃事業概要の平成27年度実績版」を事前配付している。内容についてはお読み取りいただきたい。

最後に3つ目が、小金井東部の環境を良くする会から平成28年7月から8月にかけて文書で市とのやり取りをまとめたもので、前回の協議会で佐野委員よりご意見をいただいていた資料を参考資料とさせていただく。

資料については以上で、不足等あれば事務局に申し出いただきたい。

○柿崎会長（環境部長） 資料の確認については、よろしいか。

○佐野委員 私は前回、平成28年8月2日の小金井東部の環境を良くする会から西岡市長に出した質問の答えというものをいただいております、それが、きょう、ようやく配付になった。議事進行的に申し上げたいが、この資料では、二枚橋焼却場跡地周辺自治会等協議会では、説明のところ①として、ごみ、資源物等の適正な処理について、②地域のご要望について、③処理量に応じた施設規模処理の方法、搬入出車量等の台数及び導線などの行政案について、これら課題とし、解決に向けた対策協議会とするのだと書かれている。

議事進行的に申し上げたいというのは、きょうで4回目ですが、第1回、第2回、第3回で、この①、②のことが、既にここで書いてある問題、課題として話し合ったことなのか。その辺がちょっと心配なので議事進行的に申し上げておきたい。

○小野ごみ対策課長 第1回、第2回、第3回では、①、②、③のうちの、③を主に今までお話をさせていただいている。今後、実際に施設をつくるというご理解をいただいた時は、①、②についても当然協議をさせていただいてご意見等を伺いながら施設の規模とか、地域のご要望等については、私どもは受けとめさせていただく形になると考えている。

○佐野委員 ここで取り組んで質疑をしてもいいが、①の「ごみ、資源物等の適正な処理について」というのは、例えば今できれば資源、リサイクルのできる、そういう地方自治体、小金井をつくろうということで、いろいろな白物家電の法律がここにできたとか、あるいは缶、びん、ペットボトル等について事業者がこれこれこういう処理をすべきだというような法律ができたとか、そういうこの間の清掃行政にかかわる主な法律の改正があつて、そういう法律の改正がある中で、現実に缶、びん、ペットボトル等が現状どのぐらい出てくるの

か。そして今後はどのぐらいに減らそうというふうにしているのか、そういう大問題が大前提にあって、その上で仮にAという場所で缶、ペットボトル、びん等を処理するとしたら、どういう考え方でいくのがいいだろうかと考えるのが、一般的な考え方だと思う。そういうことを抜きにして、先に場所とか量とか考えるというのは本末転倒であって、ここでも①、②、③の順序で①に上げているわけなのですよね。ですから、私はこの間から第1回るときから「これはおかしいですよ」ということで言っていて、先に最近の法律における缶、びん、ペットボトル等の処理について処理責任は本来はどこにあるのか。それからそれを十分に業者がしていない場合に自治体がどういうふうに対応していくのかというような大前提をよく話し合った上で、ではどうしても足りないから市内のどこかにつくろうというような話が当然の流れだと私は思っている。それをやらずに、いきなり③からやるというのはどう考えても本末転倒だと思う。ですから、冒頭、議事進行的にと言ったのは順序が逆ではないのかと。その辺は順序をもう一度、考え直して取り組んでいただけないかなということがあるから議事進行的な質問をするよと、こう言ったわけ。

○小野ごみ対策課長 ②番の地域のご要望というのは、以前にいただいている二枚橋焼却場跡地の利活用として、既にご要望いただいているが、その後の施設をつくるに当たってのご要望等については、この協議会でお話をさせていただくものだと考えていた。

それと①番のごみ、資源物等の適切な処理については、既に平成26年度末に策定をした10年間の小金井市の一般廃棄物処理基本計画の中で、その旨も全部含めて記載がされていて、今回お示しをさせていただいている清掃関連施設の再配置については、その基本計画に基づいたもとになっている。ただ、当然のことながら、例えばペットボトルをもっと減らすための施策はどうかということについては、今後も引き続き考えていかなければならないと思っているし、それは当然皆様方のご意見を伺った上で、さらに何ができるのかということも考えていかなければいけないと思っている。ただ、現在のところ、この再配置計画を皆様方に提案をするに当たっては、現在の一般廃棄物処理基本計画に基づいた、ごみ処理の適正なあり方という部分での出だしということにさせていただいた。

○佐野委員 僕は基本的にやり方の順序が逆だと言っている。やり方とすれば、その基本計画で示してあるとしても、これは示してあるけれども、これで皆さんどうでしょうかと、皆さん声をかけて、そして「よく市もやっていますね」ということになったらいいけれども、そのところが、法律がこうなっているのに、一口で言えば事業者が十分に回収していないという現実があるわけではないですか。十分に回収していない中で、缶、びん、ペットボトル等の本来の事業者が回収する部分はどういうふうに関後市がしていくのかと。その方針をみんなで話し合っ、みんなでこうしてほしい、ああしてほしいということを書いて、市のほうも、ではこういう点は気をつけましょうとか、あるいはこういう点は業者にもよく言いましょうとか、こういう点は法律なのだから業者が守らなければ、それはある程度、市のほうで要綱とか罰則規定をつくってでも守らせるようにしましょうとか、そういうことがまずあって、そうするとそれでも現実に29年の4月のとき、あるいは30年の4月のとき、このぐらいはどうしても、缶、びん、ペットボトルの量が出てしまいそうだと、したがって、その分をどうするか、どの場所がいいのかと考えるのが順序であり、筋だと思っている。だから最初から僕は、これはおかしいよということで、このことを提起して、我々は西岡真一郎市長が宿題のことに答えたことについて話してもらいべきだという考え方だった。気にしているのは、市長がここまで言っているのだから、市長の意向に基づいて、①、②、③——②だけはそれは今おっしゃるように、実際に建てることになってから要望を聞くでも、それはそれでいい。しかし、①だけは事前に十分にやっ、それで各委員の理解をいただいた上で③のどこにどのくらいの処理施設をつくるかを考えるかというのが、どう考えても常道だと思う。

○小野ごみ対策課長 一般廃棄物処理基本計画を、この間、お示ししていないか。

○佐野委員 示しても論議していないではないか。みんな話し合っ、現状どうするかと。とりわけ、法律違反というか、条例違反というか、規則違反が横行しているわけなのだから、そういう中であえて缶、びん、ペットボトルの処理施設をつくらなければならないという現状があるということではない。でも、どれだけ法律、規則を守らせるかということが前提にあるのだらうと思う。そ

れを論議せずに、いきなりどこにしましょうか、幾らの処理量にしましょうかと言ってみても、僕は本末転倒だと思う。

○小野ごみ対策課長 一般廃棄物処理基本計画を平成26年に策定をしているが、その基本計画の策定に当たっては、「小金井市廃棄物減量等推進審議会」という付属機関があり、そこで法律に基づいたさまざまなごみ、資源物の処理についてもご審議をいただいている。その中で、今佐野委員がおっしゃられた、缶とかペットボトルとか本来メーカーが責任を負うべき部分等々についても議論があった。現時点においては、基本計画の中で定めているものについては、他の自治体や東京都と連携して、国に働きかけいくということとしている。既に市内のスーパー等では自主回収を行っていただいている店舗もあり、そちらは小金井市のごみということではなく、事業者が責任をもって自ら回収したペットボトルや缶等々の処理をしていただいている。

○福島委員 その説明を聞いてもわからない。大もとの基本計画は佐野さんがおっしゃるとおりだと思う。順番としては、まずそこから、それは我々のところでそんな素人だから論議できないのだけれども、その大もとのところが一番初め説明があつてしかるべき。それがなくて候補地が2か所としてスタートするから議論がおかしくなっている。今の小野課長の話で、この②の要望についても、要するに施設ができ上がることが決まったら要望を受けますとおっしゃっているけれども、決まらなかった場合はどうなるのかという話だし、我々はそもそも二枚橋が候補地になっていること自体に疑問があり、納得を得ていない段階で一步も進んでいない。そういう状況で順番が全くおかしいわけ。佐野さんがおっしゃるとおり大もとがこうあつて、次こうなつて、用地なんて最後の話なのですよ。それを最初に持ってくるからもうめちゃくちゃになっている。だから何のためにやっているかだんだんわからなくなっている。全然一步も進んでいない。いろいろ手順とかステップ1、2、3なんて議論する気もなれないわけ。本当はちゃんと順番どおりきて最終的にこうなつて、二枚橋に入るかどうか知りませんが、こうなっているのだったらまだ話はわかるが「2つだけだ」と、こう言われるので、今こうなつてしまっている。どう収束なさるかはお任せするけれども。やり方自体、全く納得していない。

○熊木副会長 前回の議事録の中でも私から発言させていただいた中に「まず

要件ね」という話をさせていただいた。要件、制約条件、その後に基本計画という手順を説明されて、今佐野さんが要求されているのが要件。制約条件というのは法律があったり、環境問題があったり等々の、いわゆるいろいろな条件がある。それがあって初めて基本計画が出てくる。これは前回もお話をしたので、くどくなってしまうが、その要件が曖昧なままで整備基本計画だけが先行しているので、多分委員の皆さんが疑問を持たれていると思う。前回、私もそれでそこをはっきりしてくださいねとお話をしたので、それが前回の宿題だと思っている。そこに対して明確な答えがあれば当然佐野さんも福島さんも質問をされないと思う。ですから、それが前回の議事録でもはっきり書かれているので、きっちりそこを説明されればと思っている。きょう、突然出てきた話ではない。

私、副会長の立場から言うと、できるだけ早くこの議論から抜け出したい。しかし、市側から説明がそこに至っていないとこれは堂々めぐりになってしまう。これだけでずっと4回もきている。4回目では何としてもここはきっちり説明いただきたい。クリアしたい。ありきではなくて。

○小野ごみ対策課長 候補地の選定に至った経過というのは後ほど詳しく説明させていただきます。

今までの資料の中で、平成26年度に策定した一般廃棄物処理基本計画の細かい内容等については、恐らく説明はしていなかったのかと思っている。

本日、基本計画自体のコピーはお渡しできないが、その中の将来のごみ処理の推計は、本日配布資料の第3回検討会議の資料に、基本計画から抜粋で掲載している。ここも今説明させていただいたほうがよろしいか。

○一瀬委員 それは佐野さんの要望に応えられるならそれでいいのだろうけれども、そうなのかどうかという話で。

○熊木副会長 要はこの数字の表があるわけだが、この数字の中から現状、貫井北町と蛇の目があって、その処理量がどれぐらいあり、そこから蛇の目がなくなるとこれぐらいの処理量が不足する。貫井北町においてもこうなる。だから、あと敷地何千㎡の敷地にどれぐらいの処理施設が必要というのが要件だと思っている。それは場所なんかまだ全然空白。あるいは貫井北町も候補地とするならば、候補地1、候補地2と何かこの2つの候補地で、初めて処理できる

ねということが要件だと思う。その候補地に、あとは法律とか云々という話が条件として出てくると思うが、そのあたりのストーリーが、どうだったかということ。

○佐野委員 ちゃんと項目、表題に立てて、このことをじっくり話し合っ、て、こういう資料もありますよと説明をしないと、皆さん、ただ出てきたものを「処理する」と言うのかという話になってしまう。例えばプラスチックでも29年が、これを見ると2,311トン。そして30年が2,308トンで減っている。31年が2,305トンで減っているのだけれども、それはどういう理由で、どういう経過でそれはなるのか。

例えば、産業活動がやや低下してきているから、したがって、こうなるのだとか、あるいは人口減が見込まれるからこうなるのだとか、あるいは業者の回収率が高まるからこうなるのだとか、あるいは市のほうの業者回収の宣伝活動を評価するからこうなるのだとか、いろいろなことが考えられるわけではないか。そういうことを僕らはまず最初に論議したいと言った。その後でもってやむを得ない、びん、缶、ペットボトル等については、どこでやるかを話し合いましょうよということで、この市長の回答をもらうまでだつて我々は考えに考えて質問をして回答をもらって、そういうことだったら参加しようという形に、経過としてなっているわけだから、それをやらずにいきなり、いつ、どこで何トン処理するかという話が出たのは、僕は非常に違和感があった。それは項目を立てて、きっちりと皆さんと論議すべきだと思う。

○柿崎会長（環境部長） この話も、どちらにしても資料の説明をしていかないとならない。

○佐野委員 だから、ちゃんと表題としてちゃんと立てて、それで皆さんだつてそれぞれ勉強してくるだろうし。

○柿崎会長（環境部長） これから資料の説明をするところで、まず資料の確認をしていただいた。内容についてはこれから説明をさせていただき、佐野委員から言われたような形の議論、例えば今言われた「ごみの処理のあり方」等は、今後また議題の中でやっていく形にしたいと考えていたところがある。

○佐野委員 そういうふうにやろうというふうには、ここを実質上変更することについては可としますよ。ただ、皆さん方はこの①を項目として立てて皆さん

で論議しましょうとは、少なくともこの第4回の協議会の中では項目として立てなかったわけではないか。その姿勢が僕はよくないなと思っている。これが最初でありきだと思っている。

○柿崎会長（環境部長） 進め方をそういう形をとらなかったことについては大変申しわけなかったと思っている。まず本日、とりあえず配付資料の内容の説明をさせていただければと思うが。いかがか。

○佐野委員 いいよ。それはちゃんと心して、あとやってください。

○熊木副会長 資料の説明をすると、多分基本計画に話がいってしまうのではないかという気がするが。先ほどもお話があったように、小野課長がまさに言われたのだが、「きょう、基本計画をコピーしてきませんよ」とおっしゃっていた。まさにその言葉で、そのとおりいいと思う。まずは基本計画の話は後にして、佐野さんにも、福島さん、あるいはほかの方にもそうだが、まず要件とか、条件とかを、その部分だけを抜粋して説明されるほうがよろしいかと思う。でないと、基本計画の話にいつてしまうと、皆さん、またありきという話になって結局話が堂々めぐりというか、また3回分の繰り返しになってしまう。

○浅賀委員 現状で僕のところで出るごみの話だが、例えばペットボトルや缶、びんは2週間に1回。中間処理場を視察して効率悪いなと思っていたのは、一切合財みんな捨てている。あれを何かうまく分別させて持ち込ませるとか、回収の日にちを2週間一遍ではなく増やすとか。僕はしようがないから車を出かけるとき、スーパーに持って行ったりしているわけ。そういうことを小金井市として、回数をふやせるのかどうかということもあるのだけれども。それから幸い、僕のところはたまたま分譲地で昔のごみ置き場が共有地になっている。ああいうところにそれはまた嫌がるかもしれないけれども、ペットボトル置き場でセットしてもらったらどうかなって思ったりすることもあるわけ。二十何か所あるのだけれども、そこが共有地になっているから、そこは今、完全にあいちゃっているわけ。そういうところをまた活用させて、置かせてもらったらどうかななんて思うのだけれども。

それから、今みたいに2週間に1回の回収ペースでは、根本的にこういう問題になってくるともう無理だと思うわけ。その辺が市として2週間ではなくて1週間に1回は必ずやりますとかそういうふうに変わっていかないと、この間

題というのは、先か後かと僕も聞いていらいらしたのだけれども、いつも毎回出ていて。議論が空転してしまっている。その辺が市として対応ができるのかできないのか、その辺が問題にもなっているのだなとは思っている。難しいのでしょね。

○柿崎会長（環境部長） 10年以上前は、今言われたように、例えば分譲地であれば、もともとはステーション回収という形であった。戸別回収に移ったのはごみの有料化を始めたときに、基本的には燃やすごみと燃やさないごみとプラスチックごみについて、有料袋で出している人と出していない人を見分けるのに、戸別になっていないとわからないからだ。また当時、ステーション回収というのが小金井市内の各地域で問題になっていた。

例えばある程度の開発規模ならいいのだが、普通に1戸建てが空き地に建つ場合、ごみを置ける場所が全然なかった。そうするとどこに置くかといったら、どうしても人の家の前や、小さな空き地に10世帯ぐらいで置いていた。しかし、置かれている家にとっては、地域の人のためだという気持ちを持ってやっていただいている方もいれば、実際は嫌でもしょうがないからというのでやっていただいていた方、いろいろな思いがそういう中であって、ステーション回収をなくすというのも1つの我々行政としては役割だったと思っている。

それとあともう1つは、有料化されるかというときの1つのサービスとして戸別に収集するということになれば、皆さんステーションまで持っていく手間が省けるとか、そういう部分で有料化にするときの、ある意味行政サービスの向上のために戸別収集したという部分がある。今言われたのはご意見としては承るが、ただ、当時様々な問題になっていた面がある。市の立場から言えば、ステーション収集の方が効率はいい。1戸建てを戸別収集しているということは、結局一つ一つ全部車も乗らずに、車両が満杯になるまで収集作業員は歩くなり走るなりしている。私も以前は一緒に回ったりもしていたが、確かに1日収集するとぐったりするぐらい大変だった。

○浅賀委員 僕が言いたいのはそうではなくて、資源ごみだけ、そういうところの場所を活用する方法でもいいのではないかと思うのだけれども、そうすれば僕はブルーの袋の燃やさないごみ中にペットボトルだとか缶だとか、そういうものが混ざらないのではないかなと思う。

それから、我々のところはちょっと違うのだけれども、地域住民以外の人を通るわけ。そうすると、そういう人は捨てていってしまう。だから僕もステーションにするというのは問題だとは思っているけれども。ちょっと外れてしまっても申しわけない。

○柿崎会長（環境部長）　そういう課題もある。

○事務局（富田）　事務局から補足でよろしいか。資源物に関しては、市の取り組みとして、この場で今まではお伝えはしていなかったところではあるが、先ほど小野課長からもあったとおり自主回収店舗の拡大に取り組んでいる。自治会の皆様の中から代表をお出しいただいている、ごみゼロ化推進会議のご協力を得て、自主回収店舗拡大の呼びかけもしている。他に店頭回収ボックスを置いたり、ごみが出にくいようにトレーを使わず簡易な包装をする等、積極的な取組をしていただいている店舗について、「リサイクル推進協力店」として認定する制度があり、こちらのほうも、ごみゼロ化推進会員の皆様のご尽力により、今年度は加盟数が4店舗ぐらい増えている。それとあわせて、既に活用いただいている自治会もあると思うが、集団回収を活用いただくことを奨励している。集団回収で集める資源ごみというのは、缶にしる、ペットボトルにしる、中町の庁舎建設予定地の処理施設には入ってこずに、集団回収協力事業者が直接処理をしている。ごみの量としての把握は行政でも行っているけれども、市の施設での処理量としては抜くような形になっている。集団回収登録団体も昨年度に比べ、5～6団体ぐらいは登録団体が増えている状況で、毎年順調に増加しており、現在160団体ぐらいの登録をいただいている。ちなみに、集団回収登録団体から出る資源物の回収量の見込みについても、先ほど来申し上げている一般廃棄物処理基本計画に推計が出ており、市が行政回収して処理をするごみの量の推計とあわせて、掲載している。こちらの数字については廃棄物減量等推進審議会に諮り、パブリックコメントなども経た上で、10年の基本計画として市が決定している。それらの数値に基づいたところで、今回、この程度必要なのではないかとすることを勘案して推計処理量や施設規模について、ご提案をしているところである。

○小野ごみ対策課長　再配置を行うに当たっての基本的な考え方については、後ほどまた詳しく説明させていただく。

○柿崎会長（環境部長） まずは、進めさせていただく。

○佐野委員 配慮してください。

○柿崎会長（環境部長） それでは、まずは資料の確認は以上とする。次に前回の本協議会で熊木副会長から、自治会の諸事情のため本協議会委員の交代が必要であり、副会長を改めて選任をいただきたい旨の発言があった。清掃関連施設の整備基本計画検討会議の委員の選出も現在保留となっているところで、そちらについては後ほど議題3のその他のところで協議をさせていただければと思っているので、我々とすれば次第に沿って進行させていただきたいと思う。

1. 報告事項

報告1 第3回協議会について

報告2 第3回検討会議の報告

報告3 市外施設見学会について

○柿崎会長（環境部長） 報告事項については事務局から説明をお願いします。

○事務局（山下） それでは、報告1から3を一括して報告させていただく。

まず資料1を確認いただきたい。「第3回協議会について」。中間処理場運営協議会を平成29年2月13日、二枚橋焼却場跡地周辺自治会等協議会を翌日の平成29年2月14日に開催している。議事内容は、第2回協議会及び第2回検討会議の報告等をさせていただき、協議事項として施設整備計画について説明させていただいた。また、そのほか二枚橋焼却場跡地周辺自治会等協議会において、清掃関連施設整備基本計画検討会議委員の選出には至らなかったため、副会長の熊木委員に暫定的に検討会議に出席いただくという運びになった。第3回協議会については以上。

続いて資料2を確認いただきたい。「第3回検討会議の報告」。

第3回検討会議は平成29年2月27日に開催されている。協議内容は第2回検討会議、第3回協議会、市外施設の見学会の報告が行われた後、第2回検討会議でのご意見等の整理、基本計画中間報告の素案作成について資料の説明、意見交換が行われている。

この中で、基本計画の中間報告の素案ということで検討会議のほうにお示し

をさせていただいており、基本計画の中で定めていく項目については資料2の中の検討会議の資料5ということで目次がついているかとは思いますが、このような形で中間報告の素案ということで検討会議のほうにはお示しをしている。

現時点において、協議会においての協議の進行状況等も踏まえて、記載できるものについてページ番号を振っているところ。協議会の協議の状況等を踏まえ、市としては29年度までに基本計画の策定をしていきたいと考えているので、最終的にはこの目次にあるような項目を全て検討会議、協議会も踏まえて策定していきたいというところで考えている。具体的な中身についてはお読み取りいただきたいところではあるが、基本的には市として踏まえなければいけない上位計画等、まず掲げさせていただいており、その中で先ほど、お話の出ている基本計画、こちらがごみ対策課として10年計画ということで、ごみ対策課の中で最上位計画という位置づけがされているので、この処理量等を踏まえて今回の清掃関連施設の再配置ということで施設規模等を勘案したものとなっている。詳細についてはお読み取りいただき、また質問等があれば、また後ほどご質問をいただければと思う。次回第4回検討会議を4月18日（火曜日）に開催予定である。第3回検討会議については以上である。

続いて、資料5を確認いただきたい。市外施設の見学会について、平成29年3月13日と3月17日に二枚橋焼却場跡地周辺自治会等協議会と中間処理場運営協議会の両協議会委員を含め、町会等の参加希望をいただいた皆様に多摩地域の資源化等施設のうち、住宅地域で約20年間稼働している狛江市ビン・缶リサイクルセンターの見学会を開催した。びん、缶、ペットボトルの選別工程をそれぞれ確認いただき、周辺住民対応なども含め、いただいたご質問等についてまとめているので、お読み取りいただきたい。見学された委員から補足でご感想などあれば願います。協議会として情報を共有していただきたい。

報告事項については以上である。

○柿崎会長（環境部長） ご質問等あれば願います。資料2の数字については課長から、後ほど、協議のところでお話しさせていただきたい。

協議事項

議題1 第3回協議会でのご意見等の整理

○柿崎会長（環境部長） それでは、協議事項の説明をお願いします。

○事務局（山下） 協議事項、議題1の説明をさせていただく。資料3を確認いただきたい。

第3回協議会でのご意見等の整理についてである。資料の記載内容については、中間処理場運営協議会、二枚橋焼却場跡地周辺自治会等協議会の両協議会からの主なご意見についてまとめているので、両協議会で共有いただきたい。

初めに、「調布市の現状について、処理工程や建築面積などを教えてもらいたい」というご質問をいただき、次回までに調べるとしていた。調布市の清掃事業概要を参考資料で配付しているので、それぞれご確認をいただきたい。

続いて、「今後、施設稼働後にも住民の声を聞く場をつくる考えはあるのか」というご意見をいただき、「ごみを処理する施設であるため、さまざまな要望、意見をいただく可能性がある。現時点では稼働後も運営協議会のようなものをつくりたいと考えている」と回答している。

続いて、「小金井市では障がい者雇用はどうなっているのか。また新施設においてもそういう方たちを雇用する意向はあるのか」というご意見をいただき、「現時点においても空缶・古紙等処理場では、障がいをお持ちの方も働いている。新施設においても業務委託等の仕様書の中に盛り込むことも可能であり、法に基づいた形でお願いしていくことになる」と回答している。

2 ページ目をご確認いただきたい。

「隣接する調布市と、例えば時間、曜日の調整などはどのように考えているのか」というご意見をいただき、「今後、調布市と調整する用意はある」と回答している。

続いて、「東小金井のJR貨物駅跡は候補地に入れられないのか」というご意見を中間処理場運営協議会からいただいている。「東小金井駅北口まちづくり事業用地については、区画が分散しているため今回の検討の段階では除外した。資料を次回提出する」と回答している。「資料3－別紙1」に、「東小金井駅北口まちづくり事業用地整備活用計画（概要版）」を掲載しているので後ほど説明する。

続いて、「市庁舎建設予定地にも何らかのごみ処理施設の設置について引き続き検討していただきたい」というご意見をいただき、「意見は受けとめ、庁舎建設の計画の中では、発言していきたい」と回答している。

「平成28年7月20日のごみ総合対策推進本部において、貫井北町と二枚橋焼却場跡地を候補地として諮るまでの間の検討経緯を示してもらいたい」というご意見をいただき、「ごみ総合対策推進本部の会議録は次回にお示しする。また環境部・ごみ対策課が平成28年7月20日以前にどのようなプロセスを経て結論に至ったのかという点について、資料として次回にお示しする」と回答している。「資料3－別紙3」に、「再配置候補地の選定に関する検討の過程について」をまとめているので、後ほど説明する。

続いて、国有地について、この間、関東財務局と協議を行っているので、「資料3－別紙2」で後ほど説明する。

続いて、「災害廃棄物一時保管場所について、公園の一部を使うなどは考えていないのか」というご意見をいただき、「地域防災計画では中間処理場とリサイクル事業所の2か所が指定されている。地域安全課とも意見交換しながら今後検討していく」と回答している。

4ページ目をご確認ください。

「地下の利用は考えているか」というご意見をいただき、「一般的に地下に施設をつくと建設費が高くなる。そのため、費用対効果等を考慮し、地下に処理施設をつくるということは考えていない。また地下に設ける場合にはスロープが必要となり、その部分で必要となる敷地の規模も変わってくる」と回答している。

続いて、「各品目の処理のあり方について、現状と今後どうしたいのかを整理してはどうか」というご意見をいただき、「処理のあり方を見直したいと考えているのはステップ2で示している燃やさないごみだけである。そのほか、市で処理施設を持っていないびんについてはお示ししている提案に含んでいる」と回答している。こちらについては資料4で改めて説明する。

続いて、「ごみ処理が将来的にどうなっていくのか。10年後を見越して中間処理施設の面積なり必要な建築物を見据えてもらいたい。また単なる環境負荷だけではなく、労働安全面もおろそかにしないでもらいたい」というご意見

をいただき、「障がい者の方々の働ける場所の提供を前提として考え、今の狭い環境では難しく、新施設はそのような部分にも配慮しながら建設しなければならないと考えている」と回答している。

ページを進めていただき、資料3の別紙1をご説明する。

東小金井駅北口まちづくり事業用地整備活用計画をお示ししている。前回の貫井北町の間処理場運営協議会でのご質問に関して、前回協議会で一定規模以上の市有地について①から⑨まで対象とし、学校、公共施設の現有しているものを除いた、敷地面積3,000m²以上の市有地等を一覧化してお示ししている。改めて、3,000m²以上とした理由としては、最低でも、現在の間処理場、空缶・古紙等処理場の規模が必要と考えていることや、小規模な施設を乱立することの費用対効果の観点を考慮している。

東小金井駅北口まちづくり事業用地については、ページ3-5の下段をご覧くださいと、区画道路を挟むと3,000m²以上となるが、市としては、一体の敷地として3,000m²以上の敷地を検討対象と考えている。

また、当該事業用地については、3-7ページをご覧くださいと、多目的複合施設での活用が示されていることや、当該事業用地の隣接地に保育園等が隣接していることから検討対象から外した理由の1つとして考えている。

別紙1については以上である。

続いて、資料3の別紙2をご確認いただきたい。前回お示しした「国有地、都有地に関する状況報告」について、関東財務局との協議を追記している。平成29年2月17日に状況説明して、現状の公園用地として活用する場合は無償であるが、中間処理施設として活用する場合は不動産鑑定等に基づいた価格で取得が必要との説明であった。また、取得に当たっては、使用用途を明確にした上での協議の結果となる。

続いて、資料3-別紙3をご確認いただきたい。

時系列の書いている資料と、ごみ総合対策推進本部の会議結果が別紙3ということになる。

事務局より再配置候補地の選定に関する検討の過程について、資料に沿って説明するが、ごみ対策課長が補足説明する。

まず、市の環境部の管理職で清掃関連施設の再配置について検討を開始した

のが、平成25年5月20日としている。この段階では、ごみ対策課所管の中間処理場、二枚橋焼却場跡地を中心に検討するよう指示が出ていた。平成25年度は、主に中間処理場の更新計画の可能性を検討しているが、平成25年10月10日、プラント担当者との意見交換で大規模修繕の困難性を確認している。その後、平成26年9月16日に新庁舎建設計画の一時凍結に関する影響について環境部で検討している。ここで他の市有地等への再配置の可能性について、道路付けや近隣の状況等の要件を確認しながら検討した。

続いて、平成26年12月1日に二枚橋焼却場跡地の府中市所有分について取得の意向を示した文書を提出している。提出したものについては3-14に府中市長へ提出した文書の写しを添付している。

続いて、平成27年6月19日に、小金井市議会で資源循環型社会推進調査特別委員会が立ち上がり、二枚橋焼却場跡地利用の考え方について口頭報告している。その後、平成27年11月30日に、府中市、調布市との3市間で「二枚橋衛生組合ごみ焼却場跡地の売買及び利用並びに都市計画の変更に関する覚書」を3-15から3-18のとおり締結しているのでご確認いただきたい。

続いて、平成28年1月5日には、西岡市長に清掃関連施設の再配置を含め、ごみ対策課の懸案事項について説明している。その後、平成28年5月11日に東村山市秋水園を視察し、現在ステップ2で提案している、不燃・粗大ごみの未破袋のままの積み替えの考えを持つに至っている。

また、平成28年6月21日には、小金井東部の環境を良くする会からの要請書に対応するため、全部長職に対して二枚橋焼却場跡地の利活用を確認し、最終的に平成28年7月20日のごみ総合対策推進本部で、清掃関連施設整備基本計画策定に当たり、中間処理場と二枚橋焼却場跡地を候補地とすることを諮り、方針決定が了承されたものである。当該本部の議事録については別紙で配付させていただいているが、こちらの議事録をお読み取りいただきたい。

別紙3については、事務局からの説明は以上である。

○小野ごみ対策課長 私から詳細を説明させていただきたい。きょうの冒頭、佐野委員、熊木委員から、また福島委員からお話があった部分も含めてお話しさせていただく。

今、担当から説明したとおり、再配置の検討を環境部内で行ったのが平成25年5月20日で、これは、その前の平成25年第1回定例議会の中で副市長から、再配置については環境部のほうでまずまとめるということの発言があり、それに基づいて環境部で検討を始めたところである。

○福島委員 先ほど「指示があった」とおっしゃった。指示というのは副市長の指示があったということか、市長の指示があったということか。

○小野ごみ対策課長 市長の指示である。

○福島委員 今、「副市長」と。

○小野ごみ対策課長 副市長の発言に基づいて市長が指示を出している。

○福島委員 市長から、二枚橋を候補に挙げろという指示があったということか。

○小野ごみ対策課長 環境部が所管している土地の中で再配置を考えるように指示があったということである。

○福島委員 だって、20日は二枚橋跡地の活用というふうに書いてあるから。

○小野ごみ対策課長 二枚橋も含めてということである。

○福島委員 これは「含めて」になるの。

○小野ごみ対策課長 蛇の目ミシン工場跡地にある施設の移転は、まず考えるようにということである。。

○福島委員 二枚橋跡地の活用となると、まさにこれが蛇の目から二枚橋に移転しろという指示が市長からあったということではないのか。先ほどそういうふう聞いたのだけれども。

○小野ごみ対策課長 そこも含めて検討するよようにという指示があったということ。

○福島委員 稲葉さんのときね。

○小野ごみ対策課長 そうである。

ここに書いてあるとおりで、蛇の目ミシン工場跡地にある施設の移転、二枚橋焼却場跡地の活用、中間処理場の更新、あと貫井南町のほうに市の職員の分室があったので、そちらの移転を含めて検討するよようにという指示があり、そちらの検討を始めている。

検討するに当たり、この段階では、一般廃棄物処理基本計画が1つ前の期間

の計画だったので、その計画の中に施設の再配置のことについて記入はされていなかった。ただ、中間処理場については更新をしていかなければならないという課題としては残されていたので、まずそこがある。

27年3月にごみ処理基本計画が定められたわけだが、それは後ほど説明させていただくが、まずは、25年5月20日の段階で指示があったところについて、まず検討を始めさせていただいた。最初は中間処理場が主な議論になったわけで、中間処理場をどうするかということだが、中間処理場については、現在のプラントの担当者を交えて相談、協議をした結果、大規模修繕をすることは非常に困難だということがわかった。更新、建て替えが基本になるということが確認されたところである。

それから、26年6月11日に、小金井東部の環境をよくする会から要請書を私ども受理して、同じく26年7月20日には東部の環境をよくする会と、府中市所有分の敷地購入について意見交換をさせていただいた。26年9月16日に、今までは清掃関連施設の再配置については二枚橋焼却場跡地、それと中間処理場の2か所を環境部の中で最初は検討させていただいていたが、新庁舎建設計画の一時凍結に関する影響を話し合う中で、ほかの市有地へ再配置の可能性についてもここで検討を始めた。主には公園・緑地になるわけだが、ここで初めて二枚橋焼却場跡地と中間処理場の土地以外のところも環境部で検討を始めたところである。その検討に当たっては、周辺の道路付け、あとは住宅地とどのぐらいの距離があるかという部分も含めて検討を始めた。また、学校等の近くでもあるので、通学路の有無等についてもここで初めて検討している。

○**福島委員** その資料はないのか。比較考量の資料はないのか。いろいろなところを検討されたわけでしょう。

○**小野ごみ対策課長** 前回お示しさせていただいた資料が、それである。

○**福島委員** あのレベル。

○**小野ごみ対策課長** 正直お話してしまうと、私どもごみ対策課の中では基本的に中間処理場と二枚橋焼却場跡地が一番有力な候補と考えていた。

○**福島委員** 指示が出ているんだ。初めから決まっている、決め打ちなんだ。

○**小野ごみ対策課長** 決め打ちというのではなくて、私どもごみ対策課としては当然、自分たちが所管している土地なので、その有効活用を基本に考えな

ければいけないのだが、ほかの土地への可能性等についても当然検討していかなければならないだろうということで、可能性を検討し始めたのがこのタイミングである。

○一瀬委員 最初は2つありきでやっていて、途中から、今おっしゃったように、ほかのところも検討し出したという。それは自主的にほかも検討しないとまずいよねという話になったということか。

○小野ごみ対策課長 もう一回繰り返すが、ごみ対策課・環境部としては、最初は二枚橋焼却場跡地と中間処理場の2か所で検討を始めたというのは事実。途中から、そうはいつても、地域住民の方々との協議に当たり、ほかの土地も当然検討しなければならないだろうということで、公園、緑地等についても、26年9月の段階で可能性について検討は始めたという経過である。

○一瀬委員 平成26年10月7日に全体を一団化して建て替える案を基本として検討することとしたとあるが、全体というのは二枚橋にしなければいけないということを含めて、それも全体という意味で言っているということか。

○小野ごみ対策課長 ここは、中間処理場の敷地は分割しているので、民有地と市道を含めた一団化という意味である。。

それと、平成26年11月26日に市長、副市長、教育長に、環境部内で検討した再配置の素案、ここでは二枚橋焼却場跡地と中間処理場の中で再配置を行いたいという報告をさせていただいている。

それで、平成26年12月1日に、先ほど資料も添付して説明したが、府中市に二枚橋焼却場跡地の府中市所有分について取得したいという文書を出している。

次の3-11ページに移っていただき、平成27年2月25日に理事者協議で、二枚橋焼却場跡地の府中市の所有分について調布市も取得意向があるという旨について協議した。

続いて、平成27年6月19日に小金井市議会資源循環型社会推進調査特別委員会口頭報告ということで、二枚橋焼却場跡地利用の考え方について、口頭報告をさせていただいた。今の2か所、中間処理場と二枚橋焼却場跡地を基本に考えて、中町にある清掃関連施設を二枚橋焼却場跡地につくりたいという報告をさせていただいている。

平成27年11月30日に3市間という概要のところだが、府中市、調布市と3市間で「二枚橋衛生組合ごみ焼却場跡地の売買及び利用並びに都市計画の変更に関する覚書」というのは、先ほど資料を含めて説明したが、第2条に「跡地の利用」という条文がある。その第3項に、丙というのは小金井市のことだが、小金井市は所有する土地及び甲（府中市）から取得する土地において、一般廃棄物の資源化処理に係る用途等の利用を図るものとするということが記載された覚書を3市間で行っている。

○一瀬委員 ということは、東部の環境を良くする会のほうで、公園にしてほしいとか要望が出ている。それについては、ここで拒否されたというか、だめということになったということなのか。

○小野ごみ対策課長 ここはまた説明させていただくが、東部の環境を良くする会からいただいている要望書については、私ども、ごみ対策課が最初受け取りをさせていただいたが…。

○一瀬委員 端的に言って、イエスかノーかがいい。この覚書では、この文言からすると、公園にするということはやらないよということを言っているのか。

○朝倉委員 関連するから、私もそれははっきりしておいたほうがいいと思う。

○小野ごみ対策課長 東部の環境を良くする会の懇談を平成28年6月から続けているが、平成26年に出した要請書はどうなっているのかという厳しいお言葉をいただき、そこについては、平成28年6月21日に部長会で、全部長職に対して二枚橋焼却場跡地の利活用について改めて確認した。

○朝倉委員 違うんだよ。そういうことを一瀬さんは言っているのではない。

○一瀬委員 この覚書からすると、ほかには使えないということをやっているのですかということをやっている。

○小野ごみ対策課長 覚書を締結したときには、要請書をごみ対策課で受けて、ごみ対策課で考えているので、公園にするという部分については……。

○一瀬委員 いや、ごみ対策課がどうのではなくて、この覚書の文言についての理解。この文言はほかには使えないということをやっているのかということを確認しているだけ。

○朝倉委員 関連するからちょっと言うと、あなたはこの文書を見て聞いてよ。これは覚書なのだけど、この締結は拘束力があるのでしょうか。法的に小金井市

は拘束されているのか。それが1つ。なぜかという、先ほど一瀬さんがおっしゃっていたように、ここでははっきりしている。跡地利用ということで、丙はということは、小金井市は、現在丙が所有する土地及び甲から取得する土地について、一般廃棄物の資源化処理に係る用途等の利用を図ると、はっきりしている。で、この文書は法律的には小金井市は拘束される。しないのか。こんなのは別に結んだだけの話で、あとはどうともなるのだということなのか。そこがはっきりすれば。

○小野ごみ対策課長 市長間で押印されたものが覚書として締結されているので、これを破るということについては、調布市と府中市との信頼関係を失うという形になる。覚書の締結段階では、小金井市には、利用計画がない。二枚橋焼却場跡地に再配置したいという形で希望は持っていたが、計画自体がない状況なので、本来は、ここはもう少し緩やかな言葉にするところだった。ところが、府中市と調布市との協議の中で、府中市としてはまず府中市所有分の土地を早期に取得してほしいという希望がある。あと、調布市については、既にリサイクルセンターの計画がもうでき上がっている状況だったので、そちらに支障がないように進めたいということであった。

そのような状況の中で、小金井市としては、希望はあるが、計画を持っていない状況の中で議論を重ねた結果、一般廃棄物の資源化処理に係る用途等の利用を図るということで、等の中に、まず計画がないので、計画が最終的にできなかった場合についてはほかの目的でも使うということも含めてこういう文言にしている。

○事務局（富田） 事務局から補足する。一般的な、法的解釈としては、覚書や合意書等いろいろな名称を用いるが、公的に市長印を用いているので、広い意味では契約書の一部になる。ただ、こちらは、締結しているのが自治体間の覚書になっており、例えば民間の事業者や個人を相手方として結んでいるものではないというのが、まず1つ。また、文言について、「利用を図るものとする」と記載している。「図るもの」というのは「にしなければならない」という拘束力を持つような文言ではないので、この一文をもって明確な法的拘束力があって、これに反した場合に何か罰則、賠償責任のようなものを問われるかということ、一義的にそれらのようなものが問われるというような考え方ではな

い。ただし、先ほど小野課長からも申し上げたとおり、自治体間の市長の公印を用いた覚書なので、信義則上の努力義務のようなものは発生するとは解釈している。

○熊木副会長 もう少し平たくいえば、小金井市は、小金井市が所有する土地及び府中市から取得した土地も含めて、一般廃棄物の処理をする施設だったら府中市も調布市も認めたよ、許可したよ、いいよと。そのかわり、もしそれ以外にやるなら、もう一度覚書を交わす必要が、そこは文言にはうたっていないけれども、もしそれ以外で利用するならば、もう一度調整、合意の上、覚書を再締結するよというふうに読める、それは言外ね。

○事務局（富田） 覚書を締結するかどうかは今後の協議になるかと思うが、全く違う目的に使用するというのであれば、きちんとした説明をしなければならぬということはあると思っている。

○熊木副会長 というのは、「用途等」という使い方は非常にまずい。我々が、「用途等」と言われると、「等」というのは一体どこまで拡大解釈できるのかという話になるから、それで私は言い返した。だから、例えば公園にするとか、公会堂、あそこは公会堂になるかどうかかわからないけれども、公会堂にするとかと言われれば、もうこれは完全に覚書のやり直しだなというふうに読める。

○福島委員 私は逆に読みますけどね。どちらかという嫌悪施設なので、こういうのをつくっても府中市は構いませんよという解釈だと私は思う。府中市の行政区域内にこういう嫌悪施設をつくっても、府中市は文句言いませんよと。

○熊木副会長 とうか、許可しましたよということだと思ふ。

○福島委員 そう、そういうことなので。だから、それより、例えば公園などをつくるのだったら当然、文句を言う筋合いはないと。まあ余り考えていないかもしれないけれども、そういうふうに解釈したけどね。

○熊木副会長 それで、皆さんが気にされているのは、許可したよということがイコール、もう建設計画にゴーがかかったねということではないよということだと思ふ。小野さんもそこは気にしているみたいで、許可はもらったけれども、まだ計画はそのときには策定できなかったもので、許可だけもらったよと、そういう位置づけね。

ただ、気になるのは、後から出てくるのだろうけれども、話が飛ぶので申し

わけない、すぐにやめるけれども、調布市はこの文書をもって一般廃棄物資源処理、し尿処理をやるのですねということ、小金井市も府中市も許可したよね、今度はさっきの逆ね、ということだよ。そうすると、調布市の説明会での調布市の立ち位置など、ちょっと上から目線のところがあったのは、ここから読み取れる。

○小野ごみ対策課長 ちなみに調布市は小金井市域には建てないので、小金井市としては調布市の計画には口は出せない。

○福島委員 府中市の市街地に建てるのでしょうか。3者だから、そこは言う必要はない。

○熊木副会長 でも、この前お話したように、府中市の住民ほうが意見は結構シビア。

○柿崎会長（環境部長） 基本的には跡地利用というところで、市というのは、土地を買うためには目的がないと買えない。だから、市とすれば、かといって跡地利用計画がないと先ほど課長が言ったが、そういう部分でこういう書き方しかできなかったかと理解している。

○福島委員 それをおっしゃいますと、市長が来たときに、目的はないとおっしゃった。利用計画はないと。

○柿崎会長（環境部長） 現時点で利用計画はない。

○福島委員 ないとおっしゃった。それで、はっきりこう書いてあるというのは不信感だね。

○浅賀委員 でも4項で、「その環境整備を図るものとする」というのだから、公園になろうが環境整備になるのだから、別にいいんじゃないの。

○福島委員 そう。と思うけれどもね。

○浅賀委員 だから、余り深く、ああだ、こうだと言う必要はないと思う。

○小野ごみ対策課長 この覚書の段階では、繰り返しになるが、我々、小金井市としては計画を持っていないので、こういう書き方しかできなかった。

○浅賀委員 それでいいのではないか。公園をつくるのだから環境だからね。

○朝倉委員 要するに、これは、二枚橋跡地をどのように活用するかということについては、ごみ処理施設でなければいけないのだということではないのだということが、小金井市としての公式な見解として受けとめておいていいのね。

○事務局（富田） 法的な拘束力があるというものではない。

○朝倉委員 今、事務局が言っているようなことになれば、法的にはないとすれば、それでは、あとは何があるのか。

○佐野委員 道義的にはあるのだと言いたいのでは。

○柿崎会長（環境部長） 3市の市長間で公印を押している。

○朝倉委員 私はなぜこれに念を押しているかという、この会が始まったときから、別に用地を、他に適切どころがあればやるかという話をしたら、それはやると言っておられたので、私は例えば所有地だ何だと言ったでしょう。そういうことについて、またいろいろな資料が来たから、それはそのところでやるけれども、ここで市と市との間で拘束されていて、市としてはもう困ってしまうというのでなければいい。二枚橋はごみ処理施設でなくてもいいのだと。最終的に協議会あるいはその他のところで検討し、あるいは市民的に検討されて、あそこはもっとこういうことがいいよということになったら、それは別に問題はないと。この覚書というのは小金井市の今後の利用について拘束されているものではありませんというふうに確認しておいていいのかと言っているだけ。市のほうとしてちゃんと明確にしておいてください。

私は、何で市のほうで二枚橋にこだわるのかと思っていたら、この資料を見て、なるほどね、こういう覚書を結んでいたのでは、それは一定のこだわりが出るのは当たり前だよねと。それは同時に法的には何もないのだというのだから、そうすると、随分ばかな文書を市と市との間で結ぶものだと思ったけどね。私はこれを見ていて、ここで論議を幾らしても、二枚橋はもう既定の路線なのだという。だからいろいろなところを挙げて、それはだめという理屈が上がって、そちらはだめになるという、そういう話なのかなと思った。

だから、ここはもう明確にしておいてください。柿崎さんの権限で明確にできるのだったら、しておいてください。でないと、幾らわあわあ言って、いろいろなことをやっても、本当のところ、ばかくさい話。二枚橋でいいのか悪いのかと論議しても、結局、一体あなたたちは何を論議していたのという話になりかねないと、実はこれを読んで思ったものだから。きょうはそのことはちゃんとお尋ねしておきたいと思った。これを見ると、麗々しく判こはじゃんじゃん押しているしね。

○藤田ごみ処理施設担当課長 私はかかわっていたので少し発言をさせていただく。調布の跡地利用計画は皆さんご存じのとおり、調布はかなり時間がない中で、この覚書は進んできたというのも事実である。もう少し前の話をさせていただくと、二枚橋跡地で府中市が持っている分は全部小金井市が買わせていただきたいという話もあった。なぜかという、可燃ごみの処理施設をあそこにつくろうという中でそういう話があった。このタイミングで、小金井市としては、はっきりと跡地利用計画がない中で覚書を結ぶということについては、我々としても議論があった。したがって、こういう文言で、ここではこういう形になっているのだが、これを結ぶ前に、議会には二枚橋跡地の基本的な考え方として、蛇の目にある施設を持っていきたいという市の考え方がある、それは当時、東部の環境を良くする会にも出向いて説明をさせていただいていたし、議会にも報告をさせていただいた。そういう背景がある、こういう覚書になったというのが事実である。したがって、市としては基本的な考え方としては、この間ずっと説明させていただいているが、二枚橋に廃棄物の施設を設置したいという考え方に基づいて動いているものをご理解いただければと思う。

なので、法的にこの文言を正確にこのとおりやらなければいけないというわけではない。ただ、一方で、小金井市としては内部的な方針を持っていて、基本的な方針としては二枚橋跡地と中間処理場に、今ある庁舎計画に基づいて蛇の目にある施設と中間処理場ある施設をうまく両方の場所に持っていこうというのが基本的な考え方である。この間、皆様方にもう少し、我々としては丁寧に説明しなければいけない部分があると思う。先ほど、市民目線から見て、例えばペットボトルなどは行政回収をやらなくてもいいのではいかというご意見もいただいたり、もっと事業者さんにやってもらったほうがいいとか、そういう議論も説明した上で、まず施設の必要性を共通認識の上で議論を進めていけばよかったのかなとは思っているが、そこは丁寧に説明させていただきたい。

あと、もう1点だけお話しさせていただくと、よく、「二枚橋ありき」という質問をされるが、実は、私も二枚橋を担当していたので、何回か東部の環境を良くする会でも発言させていただいたが、ごみ処理施設は機械を設置するわけで、市内にどこでも配置できるものではない。どうしても配置できる場所となると、現時点では蛇の目と二枚橋しかない。中間処理場というのは例外措置

でつくっている施設なので、そもそも、中間処理場の建て替えを相談しに行ったときは、次は二枚橋につくるのでしょうかという言われ方もされている。したがって、機械物をつくる場所というのは小金井市内では、二枚橋焼却場跡地と蛇の目ミシン工場跡地の用途地域として準工業用地以上でないにつくれない。本来は二枚橋ありき云々ではなくて、蛇の目か二枚橋しかない。蛇の目に庁舎をつくるとなると二枚橋しかない。中間処理場も含めて全部持っていこうとしたが、そこは面積的に入らない。ではどうしようとなったときに、中間処理場も何らか施設を置かざるを得ないということで、今こういう形になっているというのが実態である。

○佐野委員 語るに落ちたなと感じる。もう一回言うね、語るに落ちていると。それで、例えばごみ処理施設は準工業地域だけにしかつくれないという考え方に凝り固まっている。これが1つ、語るに落ちているわけ。2つ目は、ごみ処理施設という、十何万の全市民が出すごみを、一部の人、一部の場所だけに嫌悪施設を押しつけるのがいいのか。10万市民が全体でそのことを意識しながら、仕方がない、こことここのところはこうしてもらおうという、そういう理解と納得のいく、そういうコンセプトでごみ処理施設をつくらうとしているのか。今言ったようなコンセプトは、言葉はきつけれども、微塵も感じられない。つまり、あなたがたの、ごみに対するコンセプトは何なのだということ。先ほどから課長たちの話も聞いているけれども、あなた方はコンセプトがないよ。これだけ、今日的な重大な課題であるのに、ごみ処理施設をどういう形で市民に理解してもらおうかというコンセプトをきっちりつくらなければ、それは漂うだけ。そうでしょう。いろいろな自治体がいろいろな方法でごみ処理施設をつくっている。そのいろいろなところできりながら苦労しながら、うまくいっているところはどういうところであり、それはなぜうまくいっているのか、そこを研究しなかったら、あなた方の考え方が語るに落ちたということになってしまうと思う。

○柿崎会長（環境部長） 我々とする、会長が我々というのもなかなか言いづらいが、環境部長としては、前からもお話はさせていただいていると思うが、私たちの方針としてはあるが、そこには住民の方々の理解というところが大きな部分と考えている。先ほど佐野委員からも言われたが、各市いろいろなとこ

るに、それぞれいろいろなごみ処理施設というのは当然ながら市としてお持ちだが、そういうところに我々が行ったりしていろいろ話をさせていただいたりも、今回、皆様も施設見学をされて、例えば狛江にしても東村山にしても、この施設も周りの方々からいろいろなご要望をいただいたりした上で、それにできるだけ沿う形で施設の建設をさせていただいているし、その前段としては、我々も今一緒になってお話をさせていただいていると思うが、いろいろな協議を経た上で最終的にご要望などもいただきながら、それにできるだけ応えられるような形をとって施設をつくっているのかなというのは、我々も理解している。

先ほどからいろいろな話があるが、実は、協議の途中なのだが、この会場自体の時間があり、まだ協議がもう1つあり、そこには、もうこの時間だと入れそうもない。資料の説明もまだされていない部分もあり、ただ、資料4については基本的に新しいことは余り載っていない状態の資料なので、多分、見ていただいた中ではわかっていただけるかなとは思っている。そこについても、次回、それでも資料4についてやればという話になれば、またそこはやるような形になるかなとは思っている。撤収作業もしなければいけないというのもあるので、本日の会はいかがするか。

○朝倉委員 何時までか。

○柿崎会長（環境部長） 会場が4時まで。

○小野ごみ対策課長 4時から次の予約が入っている。

○柿崎会長（環境部長） 冒頭でもお話しさせていただいたが、副会長と検討会議委員の選出も協議しなければならない。次回に引き続き協議とさせていただいた上で、もう一度同じ部分についてお話をさせていただきたい。

それから、佐野委員、その他の皆様からもご意見のあった、今回、我々が考えている施設の規模になぜなったのか、そこには佐野委員、それから皆様からお話があったごみの処理、それから当然ながら、つくってから何年もしないうちに壊すわけではないので、その処理施設自体は何十年と使わせていただくことになると思うので、そういったところでは将来推計などいろいろなところがかかわってくると思う。そのようなことがわかるような資料をもう一度つくらせていただいた上で、その議論についてもさせていただきたい。

3. その他

○柿崎会長（環境部長） 場所の問題はあるが、次のこちらの協議会を5月中旬ぐらいに予定している。ただ、その間に約1か月近くあるので、もし皆様のご都合、ご予約がつけば、この資料のままで次の協議会を4月のどこかでやらせていただきたいが、いかがか。

○福島委員 資料というのは何の話か。

○柿崎会長（環境部長） 今回、私たちが出したこの全部の資料。まだ、きょう終わっていないところもあるので。

○福島委員 それは構わないよ。

○柿崎会長（環境部長） では日程を調整させていただく。

次の検討会議が4月18日なので、できればその前に開かせていただければ、検討会議に出席していただく委員選出は間に合うと思う。ただ、副会長だけはどうしても今日中に決めさせていただきたい。立候補もしくは推薦はいかがか。

○福島委員 なぜきょう決めなければいけないのか。

○柿崎会長（環境部長） 3月31日以降、空白になるので、で、次の検討会議もまたあるので、きょう決めさせていただきたい。

○福島委員 副会長は何をするのか。

○熊木副会長 見てのとおりで、私の発言は、委員であると同時に副会長という立場なので方向づけをしていかなければいけない、そこが副会長としての役割になる。まさか、副会長が委員としての意見ばかりになってしまうと、これはこれで問題になってしまうので、そこが副会長としての難しいところというか、重責ということになるかと思う。皆さんの意見をまとめつつ、市と調整する。

○福島委員 根本的なところを皆さん納得していないので、どうしても、この会をリードしたり何かするという役は、どうしてもみんな担いたくない。熊木さんだからやっていただいたけれども、基本的にはやりにくいよね。名前だけだったら構わないけれども、会長にもし何かあったときに会をリードするとか、それはできない。無理だよね。本当はそうしなくてはいけないのだよ。会長も

本当はこちらから出してリードしなければいけない。そもそものところが、ボタンが全然違っているところでやってくれと言われても、それはなかなかできないよね。だから名前だったら、別に構わないといったら構わないけど。検討会議委員も同じこと。

○熊木副会長 私、この前検討会議に出させていただいて気になったのは、中間処理場の貫井北町のことで、こことは違って、ここは会長、副会長というふうになっているので、そこら辺が、「あれっ」と思って。この前の検討会議で頭に？マークがあったのは、そこ。あとのことについては、中で議論されたことは大体想定の範囲内だった。今福島さんの話でげたを上げるというか、ハードルを上げるようなことになるかなと思うが、副会長といえども、会をリードしていかなければいけないのかなというふうに、この前の検討会議では感じた。むしろ、検討会議のほうが、こちらから委員を出すと言ったが、失礼ながら検討会議というのはテクニカルな面とか制度面ということで大体絞られている。ここで今いろいろ議論しているようなところは、検討会議では、聞く耳は持つけれども、だからといって、検討会議で何かしようかというのは感じられなかった。

○福島委員 参加されている方がいらっしゃって、おっしゃっておられた。そもそも。

○熊木副会長 だから、そういう意味では検討会議に委員を出すほうが、副会長よりはハードルは低いのかなと思う。

○柿崎会長（環境部長） 基本的には私が出てきているので、副会長は当分の間、そういうご意見もあるし、実際待っても多分なかなか出てこないのかという気持ちもある。

ただ、どこかでやはりつくっていかざるを得ないし、議会等々が始まれば、そのときには日程を抜いたりなどやってはくれているので何とかなるかなとは思いますが、私もそういう部分ではいろいろなところに出なければいけないところもあるので、そのときはそのときでまた考えさせてはいただくが、きょうこの時点では副会長は出ないであろうということで、次回に持ち越す。熊木さんはもう今回で終了ということなので、次回また新しい方が来られた中で話はさせていただきたい。

(次回日程協議)

○小野ごみ対策課長 次回は今回の続きで、4月11日の火曜日か、13日が午前中、秋水園のほうに行かれる方もいらっしゃると思うが、その日の午後のどちらかをお願いしたい。場所については空きがあるかどうか確認はとれていないが、そこは確認させていただく。

○柿崎会長（環境部長） とりあえず、11日か13日で、会場を見た上でまたご連絡する。

○浅賀委員 最後なのだけど、僕も会社に勤めていたのだけど、障がい者の雇用というのは、うちの会社だと障がい者は正社員になってやっていた。それで、工場にいたときもそうだったのだけど、外注委託してやっているようなところが多いんだよね。うちなども、話をしていると、「私はアルバイトです」とか、そういうふうになっているのだけど、あり方としては正社員にさせて意欲を持たせたほうがいいと思うのだけれどもね。障がい者を雇うとか書いてあるけれども、それはまあ普通だよ。その辺のことは早くしたほうがいいのではないかなと思う。それは、こちらから言ってできないかもしれないけれども。

○柿崎会長（環境部長） その他でほかに説明させていただきたいものがある。

○事務局（山下） まず1点目は、協議会の要点録だが、4月7日までにご修正等があれば事務局にご連絡いただきたい。

2点目は、前回、狛江の施設の見学の案内をさせていただいた中にもご案内はしていたが、4月13日の午前中の予定で東村山市の秋水園に視察を予定している。時間帯、集合場所などの詳細は改めてご案内するので、各自治会、町会で委員の皆様以外でご参加希望の方がいらっしゃいましたらご確認をいただきたい。

3点目は、次回の協議会は先ほど4月11あるいは13日ということでお話があったが、昨日、中間処理場運営協議会を開催して、5月11日木曜日に開催を予定している。その都合で、こちらの二枚橋の協議会については5月12日金曜日午前中に、次はマロンホール、東小金井駅開設記念会館、前回の協議会を開催した場所だが、こちらは午前中ということで会議室は確保しているので、4月11日あるいは13日の後に5月12日金曜日午前中ということで

予定を入れていただきたい。

以上。

○一瀬委員 資料が送られてくる時の資料ナンバーは通し番号にしてくれないか。毎回、毎回、1、2、3だと、どれがどれだか混乱してしまうので、全部通し番号にしてください。そうすると、もうその資料しかないということになるからわかりいいのかなと思う。

○熊木副会長 例えば会社であればどうしているかという、きょうは4回目だから、資料4-1の何とかとしたら、資料5-1として5回目と。

それともう1つは、資料が変わるのだったら版数管理されたほうがいいと思う。確かにこのように検討されているのだから、最終的な決定で資料が出ているというのは、むしろやってはいけないことだと思う。いろいろ検討の過程の中で変わっていくから、レビジョン1があつてレビジョン2があつて、同じ資料が毎回確かに我々いただいているわけだが、今回レビジョン1で協議会を4回やった結果として資料がレビジョン2になり、レビジョン3になり、あるいは日本語で第3版でもいいのだが、第4版とか、そういう管理をされれば、4版が出たのだから3版は捨ててもいいのだとか、そういうことだと思う。あるいは、気になる人は3版を残しているかもしれないが、それはもうその委員ごとの事情でいいと思う。

○事務局（山下） 事務局のほうで、その辺については整えさせていただく。

○蜂谷委員 それに関連して、資料の先頭にだけ資料1とか資料3とか書かれている。そうではなくて、各ページのヘッダに、例えば資料1というのが出てくれば、わかりやすい。

○柿崎会長（環境部長） 資料の番号の振り方についてはわかりやすくするようにするので、よろしく願います。

以上で本日の協議会を終わらせていただく。

閉会